

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における 論文提出による博士の学位の取扱いに関する申合せ

[平成9年2月19日制定]

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における論文提出による博士の学位の取扱は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱い細則のほか、この申合せによる。

(趣旨)

論文提出による博士の学位は、論文審査に合格するとともに、課程制大学院修了者と同等以上の高度の研究能力があることが認められた者に授与されるものである。

以上の趣旨から、論文提出による博士の学位の取扱いに関し、次のように申し合わせる。

1. 学位論文は、単著とする。
2. 基礎となる研究業績を有することとし、その内容は、講座ごとに申し合わせる。
3. 資格審査にあたっては、基礎となる研究業績に関する要件の他に、次の事項に掲げる一に該当するものとする。
  - (1) 大学、研究所等において、5年以上研究に従事した者
  - (2) 教員又は教育関係諸機関に在職した者で、その期間が10年以上にわたる者
  - (3) 大学、研究所等において研究に従事し、かつ教員又は教育関係諸機関に在職した者で、(1)又は(2)と同等であると判断される者
4. 審査委員会は、審査の過程において、公開の論文発表会を開催するものとする。
  - (1) 論文発表会は、原則として主査が所属する大学において行うものとする。
  - (2) 申請者は、論文発表会においては、原則として、日本語で発表するものとする。
  - (3) 論文発表会の開催にあたっては、開催日の1週間前までに、申請者の氏名及び論文題目並びに開催の日時及び場所を構成大学に公示するものとする。

### 附 則

この申合せは、平成9年2月19日から実施する。